

保険金審査会でお支払いの対象とならないと判断した案件（2018年度第4四半期）

対象商品	お支払いの対象とならないと判断した理由	件数
医療保険、がん保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険	保険加入時の身体の状態について正しい告知がなく、また正しい告知があれば加入できない内容であったため、告知義務違反により保険契約の解除を行うとともに、告知しなかった事実と保険金請求の原因となった疾病との間に因果関係があることが確認されたことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	9件
医療保険、こども総合保険、団体長期障害所得補償保険	保険金請求原因となる疾病について、保険責任開始前に発病していたこと（始期前発病）が判明したことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	4件
医療保険	保険金請求原因が疾病に該当しないことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	1件
医療保険・がん保険	保険金請求原因となる疾病について、保険責任開始前に診断を受けていたことが判明したことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	3件
傷害保険	保険金請求原因となる被保険者の死亡について、事故に起因しない内因性の死亡と認められたことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	2件
傷害保険	保険金請求原因となる被保険者の死亡について、「急激かつ偶然な外来の事故」によって傷害を被り、その結果として死亡したものと認められないことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	2件
個人賠償責任保険	保険金請求原因となる事故について、車両の所有、使用または管理に起因する事故と判明し、約款に定める免責事由に該当することから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	1件
自動車保険（人身傷害保険）	保険金請求原因となる被保険者の傷害について、「急激かつ偶然な外来の事故」による外傷と認められないことから、保険金をお支払いできないものと判断いたしました。	1件
合 計		23件
累 計（2018年4月～2019年3月）		104件